

## 中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領

中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領を次のように定める。

### 1 目的

この要領は、中部森林管理局及び管内の森林管理署、支署、森林管理事務所並びに総合治山事業所（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式により、工事又は製造、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売り払い、その他役務の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合せを行う場合の取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

### 2 定義

オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積合せ方式で、見積依頼の相手方を特定せず、参加を希望する者から提出された有効な見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低（「財産の売り払い」の場合は「最高」）の見積価格を提示した者と契約する方式をいう。

### 3 対象となる契約

この要領は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号から第 5 号及び第 7 号に規定するもののうち、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が本方式によることが適当であると認めるものを対象に実施する。

### 4 参加資格

見積合せに参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- （１）予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （２）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３）農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。又は、中部森林管理局の競争参加資格において、発注者が求める「業種区分」の認定を受けている者であること。なお、資格の年度、種類、等級及び競争参加地域等の指定は、別途公示する見積依頼公告によるものとする。
- （４）公告の日から見積書の提出期限までの期間に、中部森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

### 5 見積書の提出方法等

- (1) オープンカウンター方式による見積依頼公告は、当局ホームページ上で閲覧に供する。
- (2) 見積合せに参加を希望する者は、本要領及び物品調達等を行う当局の各契約担当窓口（以下「発注窓口」という）が提示するオープンカウンター方式による見積依頼公告、仕様書等を熟読のうえ見積しなければならない。

なお、仕様書等について疑義があるときは、見積合せの日時に支障を及ぼさない範囲内で説明を求めることができる。

(3) 見積書の記載金額

見積書（別紙様式第1号）の金額は、調達に要する一切の費用を含む合計金額を記載すること。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

(4) 見積書の提出

ア 紙の場合

見積書を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあつては法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼公告に記載の見積書の提出期限（以下「提出期限」という。）内に発注窓口へ提出すること。

なお、見積書を郵送する場合は、二重封筒とし、中封筒の表に上記の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書きして書留郵便等により提出するものとし、発注窓口へ親展で提出すること。

イ 電子メールの場合

見積書をPDFにより提出期限までに発注窓口が指定した電子メール提出先に必要な資料等を添付して送信することとし、送信する際に電子メールの件名に「(案件名) 見積書提出」と記載すること。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 同等品での見積

見積に際し、仕様を満たす品として例示品を提示する場合がある。例示品以外の同等の品で見積るときは、カタログ等仕様の分かる書類等を添え、見積依頼公告で指定した期日までに発注窓口へ申し出て事前に確認を受けること。確認を受けていない同等品での見積は無効とする。

(7) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(8) 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## 6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (2) 記名を欠く見積
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (5) 同一事項の見積について、同一人が2通以上なした見積
- (6) 見積品等の事前確認が必要な見積にあつては、事前に確認を受けていない者による見積
- (7) 提出期限までに到着しない見積
- (8) その他、見積に関する条件に違反した見積
- (9) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

## 7 契約の相手方の決定

- (1) 見積合せに見積者の立会は求めない。
- (2) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低（「財産の売り払い」の場合は「最高」）の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。
- (3) 契約の相手方となるべき最低価格（「財産の売り払い」の場合は「最高価格」）の見積書を提出した者が2者以上あるときは、契約事務に関係のない当局の職員にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。
- (4) 見積合せの結果、予定価格の制限に達した見積がないときは、再度の見積を行うことがある。再度の見積の日程は適宜の方法により速やかに通知するものとする。

## 8 契約の締結

契約書又は請書の作成等については、契約相手方を決定した後に改めて指示するので、契約者はこれに応じるものとする。

## 9 結果の公表

見積合せの結果は、原則として見積書提出期限の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）までに契約相手方のみに適宜の方法により通知するものとする。

## 10 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合せに参加する者が負担する。
- (2) 契約の相手方を決定するため、見積合せに参加する者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 見積人は、見積書を提出した後にこの要領、見積依頼公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 当局の都合により、見積を中止することがある。

見 積 書

年 月 日  
(提出年月日を記載)

担当官  
長 殿

(見積人)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

¥ \_\_\_\_\_

ただし \_\_\_\_\_ の代金

上記のとおり、中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領、見積依頼公告及び仕様書等を承知のうえ、見積します。

(押印を省略する場合は記載すること)  
本件責任者：  
本件担当者：  
連 絡 先 1：  
連 絡 先 2：

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 記載する金額は、税抜き金額とする。
- 3 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先2件を記入し、押印を省略することができる。  
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が1件でも構わないものとする。
- 4 押印を省略しない場合は、社印、代表者印を押印すること。
- 5 なお、任意の見積書を使用する場合は、中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領、見積依頼公告及び仕様書等発注者が示す条件等を承知のうえ、見積書を提出したものとする。